

# 川口市景観計画

改訂版



令和5年1月 川口市





### 第1章 景観計画区域と策定の目的

- 1 景観計画区域 ..... 1
- 2 景観計画策定の目的・役割 ..... 2

### 第2章 良好な景観形成の基本的考え方と方針

- 1 景観形成の基本的考え方 ..... 3
- 2 景観形成の方針 ..... 6
- 3 地域の景観形成の方針 ..... 13
- 4 多様な景観形成を実現する方法 ..... 15

### 第3章 良好な景観形成のための行為の制限

- 1 届出対象行為と景観形成基準等による景観形成の考え方 ..... 17
- 2 良好な景観形成のための届出対象行為 ..... 17
- 3 景観形成基準 ..... 18
- 4 景観形成基準の適用を除外するもの ..... 28

### 第4章 景観重要建造物等に関わる景観形成の方針

- 1 景観重要建造物の指定の方針 ..... 29
- 2 景観重要樹木の指定の方針 ..... 30
- 3 景観重要公共施設の整備に関わる事項 ..... 31

### 第5章 良好な景観形成に必要な事項

- 1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する  
行為の制限に関する事項 ..... 33



# 第1章 景観計画区域と策定の目的

## 1 景観計画区域

川口市景観計画の対象範囲（景観計画区域）は、川口市全域とします。

図1-1 景観計画区域



## 2 景観計画策定の目的・役割

### (1) 景観計画策定の目的

川口市の景観は、台地と平坦地による地形と斜面緑地や湧水、水辺等の自然環境、歴史的な資源に恵まれています。また、基盤整備により形成された良好な住環境を持った住宅地等も立地し、近年もこれらの広がりと共に土地利用転換が進行しています。しかし、良好な景観が形成されつつある中で、無秩序な広告物や路上の放置自転車などまち並みに調和しない景観や、地域の特性にそぐわない景観もあります。

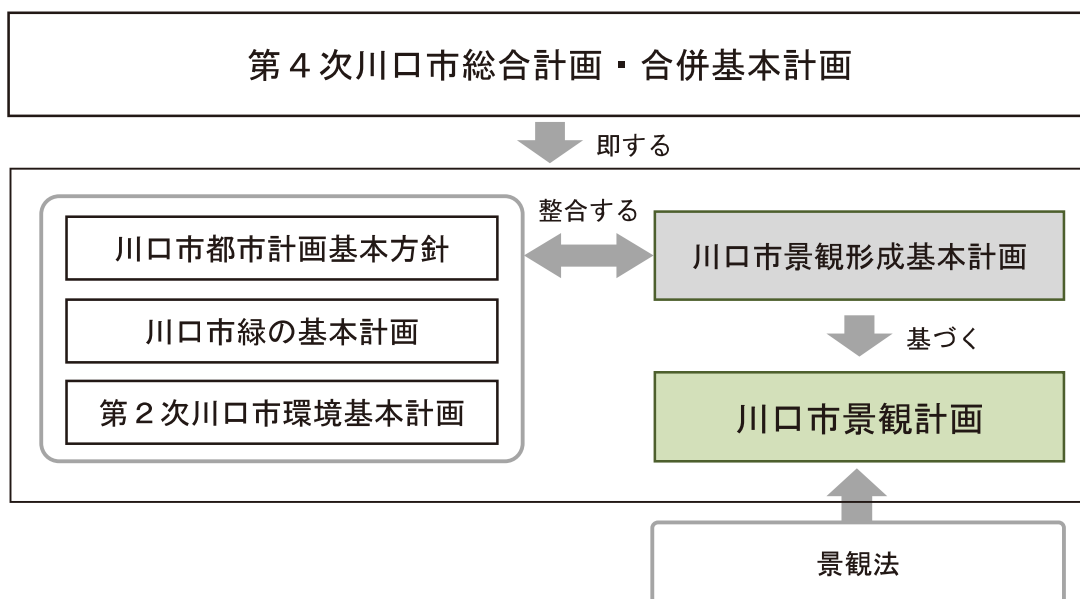
このことから、川口市景観計画を平成 19 年 3 月に策定し運用を進めてきたところですが、先の平成 23 年 10 月の川口市と鳩ヶ谷市の合併を受け、平成 25 年 5 月に川口市景観形成基本計画を改訂したところです。

以上のことを踏まえ、合併を契機に、川口市景観計画は今まで守り育ててきた自然環境や歴史的資源等の良好な景観を保全、活用し、地域の特性との調和を図りながら安全で快適な新しい景観を創出すると共に、好ましくない景観を整理することを目的に、健全で活力のある将来の都市づくりを目指し、ゆとり、うるおい、美しさに配慮した「多様な景観で創られる水と緑の美しい都市づくり」を行うため、策定するものです。

### (2) 景観計画の役割

川口市景観計画は、景観法の基で、第 4 次川口市総合計画及び合併基本計画に即しながら、川口市都市計画基本方針等の関連計画との整合を図り、川口市景観形成基本計画に定める良好な景観形成を実現する役割を担っています。このため、景観計画は、現在の良好な景観や市街地環境の維持、保全と好ましくない景観整理のため、市全域を対象に、建築物の建築等の行為制限を定める景観形成基準等の運用・啓発を行います。加えて、地域景観の向上を図るため、自然環境や歴史的資源等を保全、活用する景観重要建造物の指定等を行います。

図1-2 川口市景観計画の位置づけ



## 第2章 良好な景観形成の基本的考え方と方針

### 1 景観形成の基本的考え方

川口市の景観形成上の課題に基づく景観形成の基本的な考え方として、景観形成の理念と目指すべき景観の姿を次のとおり掲げます。

#### (1) 景観形成の理念

##### ①水辺と緑を大切に作る景観づくり

荒川、芝川・新芝川や身近な見沼代用水などの水路、大宮台地（安行台地）の斜面林、台地に入り込んだ谷戸などは、日常生活で身近に感じられる自然環境であるとともに、農業や商業などを支え、舟運にも利用された生活活動の基盤でもありました。このような自然環境は、良好な都市景観を形成する上で欠かせないものであり、市民の心を豊かにする貴重な財産です。今後も、これら自然環境を守り育むとともに、これらと調和したうまいやすらぎのある景観形成を図ります。

##### ②歴史を大切に作る景観づくり

川口市は、中世以降の赤山城（陣屋）、江戸時代の日光御成道沿いの宿場町が形成された後、近・現代以降は、川口の「鋳物」、安行の「植木」、鳩ヶ谷宿の「市いちに由来した商業」として発展してきた経緯を有しています。そして、高度経済成長期以降の人口の流入により今日の市街地が形成されました。現在、城跡や道すじなどの多くの歴史的・文化的な資源が市内に点在し、往時の面影を今日に伝えています。これら資源等は、川口市の個性を現す貴重な共有財産であり、多様な人々の観光や交流の促進にも寄与する可能性があることなどから、これら資源等を守り育て、落ち着きや風格が感じられる景観を形成します。

##### ③産業と住宅が共存した活力を感じさせる景観づくり

川口市は、首都圏における位置的条件や都市の形成経緯から、平坦地では住宅と中小の工場が混在する市街地景観が形成されています。また、大宮台地（安行台地）周辺の「植木産業」は、植木畑等の農地を中心とした緑地景観を形成しています。しかし、近年の社会経済状況の変化により、平坦地では工場跡地が集合住宅に土地利用転換され、台地では埼玉高速鉄道の開業等の影響による宅地化が進展するなど、従来の景観に大きな変化が生じています。

今後は、社会情勢の変化を踏まえ、産業と住宅の調和を図りながら、活力が感じられる「産業都市」と良好な環境のもと、住み続けられる「住宅都市」の両立を目指した市街地景観の形成を図ります。

##### ④安全・安心に暮らせる人に優しい景観づくり

平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を踏まえた都市防災のあり方や、高齢化の進展等に伴う安全・安心に暮らせることへのニーズがますます高まっています。このため、景観形成においても、安全な都市機能を補完するような分かりやすさ・見やすさに着目すると共に都市防災等に配慮した都市づくりを進めます。

## (2) 目指すべき景観の姿

川口市は人口 58 万人を超える都市であり、本市の景観は多様な地域と景観要素が集まって成り立っています。したがって、目指すべき景観の姿も一様ではなく、多様な景観要素の組み合わせによるものとなります。そこで、第4次川口市総合計画（合併基本計画を含む）に示す将来の土地利用構想を踏まえ、川口市景観形成基本計画において景観の特性で示した自然、歴史、都市、眺望の4つの区分に基づいた8つの目指すべき姿の構成を明らかにし、これら8つの景観が有機的に連携することで、「多様な景観で創られる水と緑の美しい都市」を目指していくこととします。

表2-1 目指すべき姿の構成

区分	目指すべき姿	備考
自然系	(1) 緑豊かな台地と活気のある平坦地の景観	市街地の成り立ちや土地利用・景観が大きく異なるゾーン。台地は樹園都市ゾーンに、平坦地は産住共生都市ゾーンに該当する。
	(2) まちをつなぐ水と緑の軸の景観	多様な地域やまちをつなぐ荒川や斜面緑地が該当する。
歴史系	(3) 地域の歴史や文化を伝える歴史的な景観	長らく地域で育まれた歴史的な資源で、市内各地に点在しているものが該当する。
都市系	(4) にぎわいのある駅周辺の景観	生活拠点として位置づけられたJR各線と埼玉高速鉄道の各駅の周辺が該当する。
	(5) にぎわいのある都心地域とうるおいのある緑化産業地域の景観	市街地特性を活かし景観形成を図る産住共生都市ゾーンと樹園都市ゾーンが該当する。
	(6) 緩やかな秩序を持った幹線道路・鉄道沿線の軸の景観	多様な地域やまちをつなぐ幹線道路や鉄道沿線が該当する。
	(7) まちや地域の顔となる公共施設、情報・産業施設の景観	地域の景観を先導し景観形成を図る市内各地にある公共施設、産業・情報拠点等が該当する。
眺望	(8) 良好な眺めが得られる荒川や台地上からの眺望景観	荒川や台地上から得られる本市の市街地や東京都心、富士山への眺望が該当する。

図2-2 将来の土地利用構想

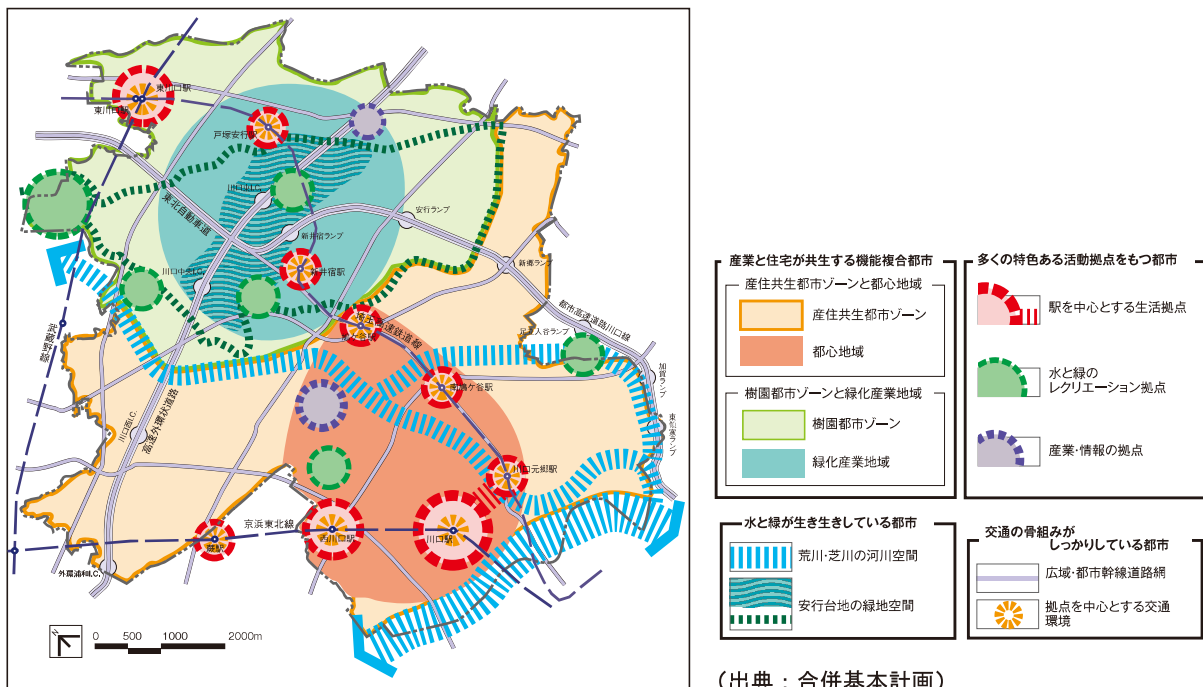
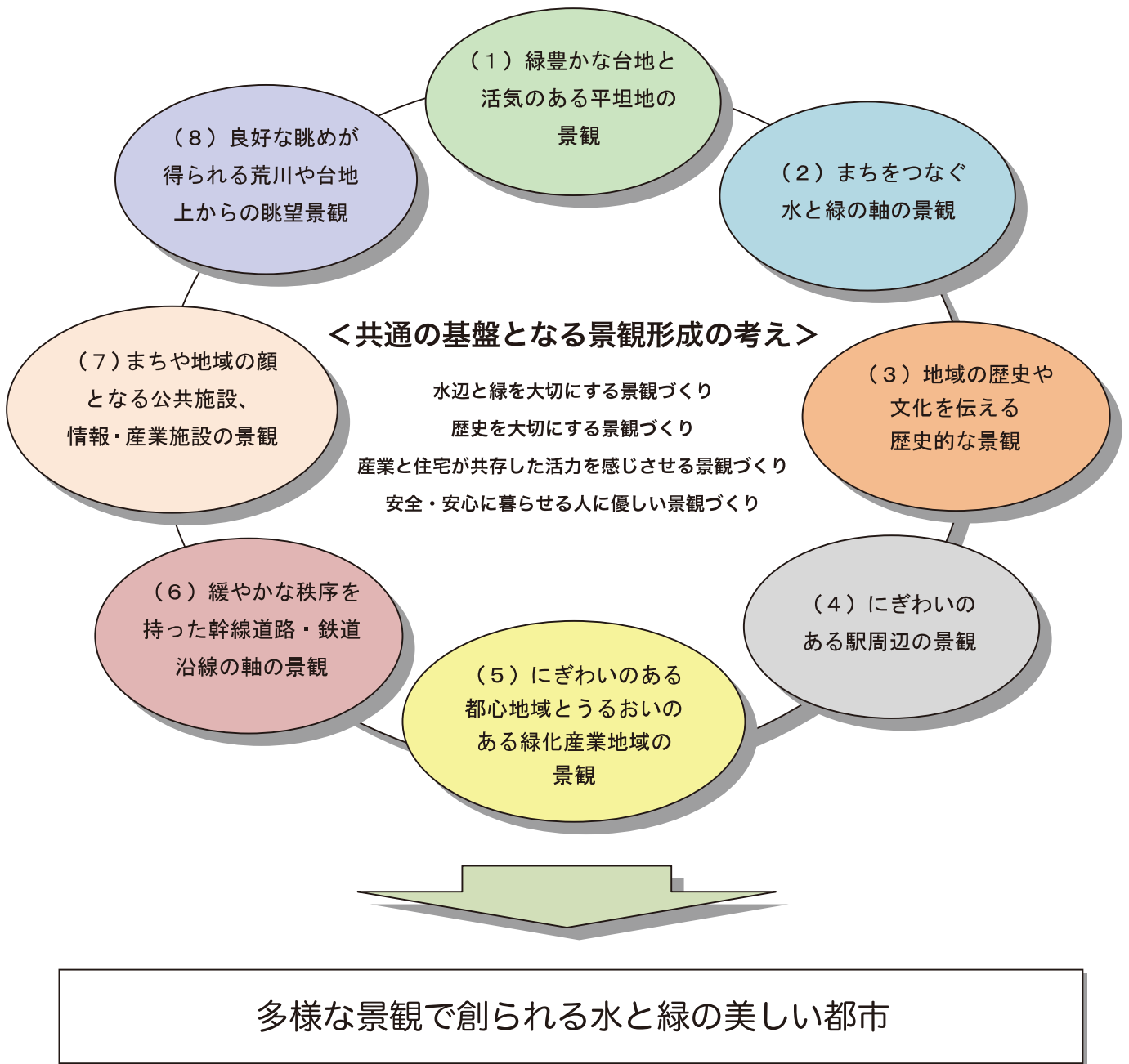




図2-3 目指すべき景観の構成



## 2 景観形成の方針

川口市の「目指すべき景観の姿」をつくりあげるため、目指すべき景観の構成ごとの景観形成の方針を次のとおり示します。

### (1) 緑豊かな台地と活気のある平坦地の景観

#### ① 台地景観ゾーン

◇現況の農地、斜面林、屋敷林、樹木等を保全し、街路樹等を整備し、ゆとりある住宅地の形成を図り、自然環境と住宅地等を有機的に結びつける等により、全体として緑豊かな景観を目指します。

#### 対象となる区域例

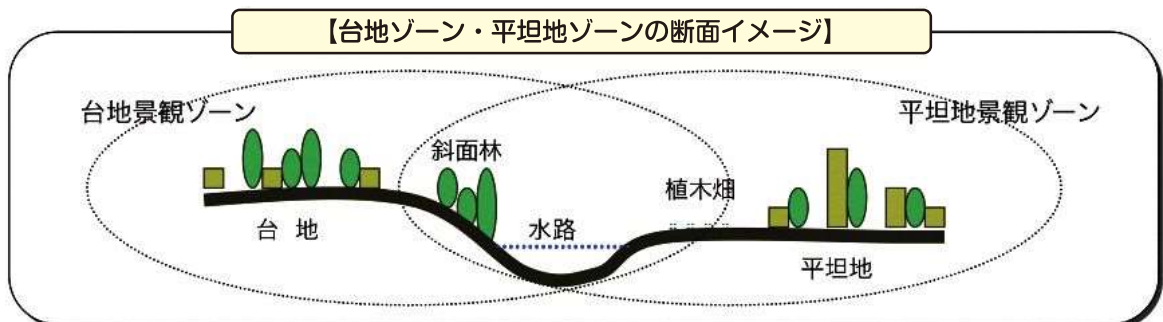
- ・大宮台地（安行台地）の市街地、道路、住宅地、農地、樹林地、寺社林等

#### ② 平坦地景観ゾーン

◇駅周辺における多様な都市機能の集積を活かした賑わいや快適性の創出、住宅地や工業地の環境の改善や創造を図り、全体として活力ある景観を目指します。

#### 対象となる区域例

- ・平坦地の市街地、道路、旧街道、公園、緑地、河川等



■大宮台地（安行台地）の農地と樹林地の景観



■平坦地の市街地景観

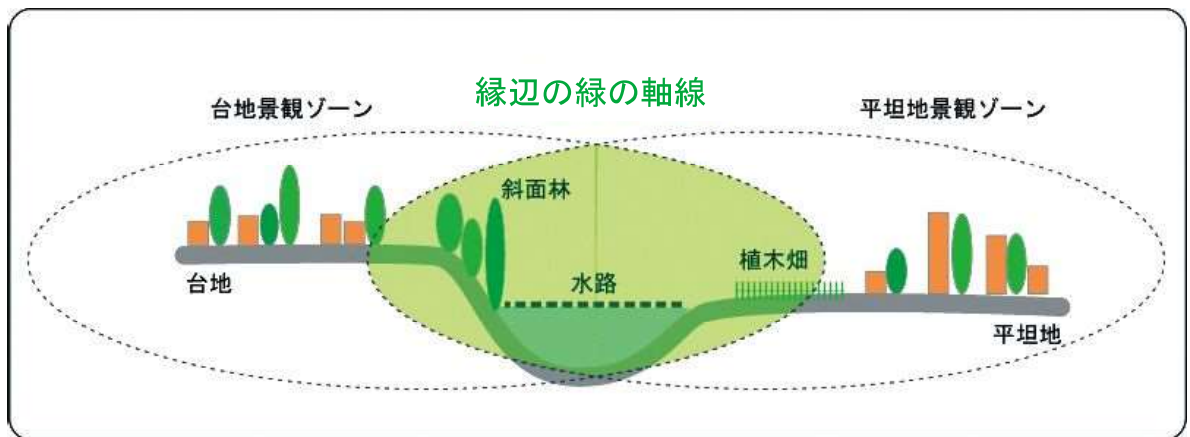
## (2) まちをつなぐ水と緑の軸の景観

### ①大宮台地（安行台地）縁辺の緑

- ◇台地の縁辺に残る斜面林の保全や宅地の緑化、修景等により、様々な緑をネットワークさせることで、緑の軸線の形成を図ります。
- ◇台地や斜面緑地からの湧水を保全するとともに、斜面緑地と見沼代用水等の水辺が一体となった、うるおい豊かな景観の形成を図ります。
- ◇駅前広場などの公共性の高い場所から望める外線部を構成する台地縁辺の斜面林等が視覚的に楽しめるよう努めます。

#### 対象となる区域例

- ・大宮台地（安行台地）縁辺の斜面林、寺社林、屋敷林等



### ②河川景観

- ◇開放的な空間が広がり、スポーツやレクリエーションが楽しめる場として、うるおい豊かな景観を目指します。
- ◇水辺へのアクセスの確保やプロムナードの整備等により親水性を向上させるなど、親しみやすい空間の形成を図ります。

#### 対象となる区域例

- ・荒川、芝川、新芝川、綾瀬川、見沼代用水等



■大宮台地（安行台地）の斜面林景観



■斜面緑地の一部の保護樹林景観



■公園緑地と一体的に修景された河川景観

### (3) 地域の歴史や文化を伝える歴史的な景観

◇史跡や歴史的建造物を適切に保全し、落ち着きや風格が感じられる景観形成を図ります。

◇宿場町と日光御成道の面影を残す建造物、生活道、市などの関連資源を活用し、歴史的な界限や沿道の景観形成を図ります。

◇歴史的資源のある場所の周辺では、施設の修景や緑化等により、趣があり、歴史や文化が香る景観形成を図ります。

#### 対象となる区域例

- ・赤山城跡、旧田中家住宅等とその周辺
- ・旧川口宿、鳩ヶ谷宿、日光御成道とその周辺



■赤山城跡の景観



■旧田中家住宅の景観



■日光御成道沿いの出桁造りの店舗（酒屋）と石蔵の景観

### (4) にぎわいのある駅周辺の景観

◇商業・業務、住宅の機能がバランス良く調和し、生活拠点にふさわしく、安全で活気があり、各駅の景観資源等を活用した景観を目指します。

◇川口駅周辺では、本市の玄関口にふさわしく、賑わいと風格が感じられ、秩序ある市街地景観の形成を目指します。

◇鋳物、植木、宿場町等として発展してきた都市のイメージを、各種施設のデザイン要素に取り入れ、川口らしい景観の形成を図ります。

#### 対象となる区域例

- ・京浜東北線・武蔵野線、埼玉高速鉄道線の各駅の周辺



■川口駅周辺のまち並みと駅前交通広場景観



■東川口駅周辺の市街地景観



■鳩ヶ谷駅周辺の市街地景観

## (5) にぎわいのある都心地域とうるおいのある緑化産業地域の景観

### ①産業と住宅が共存する都心地域

- ◇工場、店舗、住宅、道路等の修景と緑化等により産業と住宅地が共存し、安全とうるおいの感じられる景観を図ります。
- ◇水辺とその周辺の緑化の推進などにより、うるおいと安らぎが感じられる景観を図ります。

#### 対象となる区域例

- ・住宅地、工業地、商業地、河川等

### ②緑化産業地域

- ◇農地や樹林地の保全・活用により、緑豊かでうるおいのある景観形成を図ります。
- ◇基盤整備を行う区域については、公園や広場、オープンスペースの確保などにより、ゆとりや落ち着きのある景観形成を図ります。

#### 対象となる区域例

- ・住宅地、植木畑、屋敷林等



■修景された工場が並ぶ街並み景観



■産業と住宅が混在する街並み景観



■安行出羽緑道の景観

## (6) 緩やかな秩序を持った幹線道路・鉄道沿線の軸の景観

### ① 幹線道路と沿道の市街地

- ◇多様な用途の集積を踏まえ、景観の連続性や緩やかな秩序を持った景観形成を図ります。
- ◇街路樹や緑地帯の整備に努め、沿道の敷地内緑化の推進を図りながら、緑豊かな道路景観の形成を図ります。

#### 対象となる区域例

- ・国道 122 号線、大宮川口線、大宮東京線、高速道路等の幹線道路の沿道等

### ② 鉄道沿線

- ◇周辺の市街地や沿道土地利用との一体性に配慮した景観形成を図るとともに、車窓から望む景観の変化や眺望などに配慮した景観形成を図ります。
- ◇多くの市民や来訪者が利用する駅舎や駅前広場は、歩行者の安全性を確保し、地域の顔にふさわしい空間形成を図ります。

#### 対象となる区域例

- ・京浜東北線、武蔵野線の沿線



■ 緑豊かな道路景観



■ 外環状道路の環境施設帯景観



■ 川口駅西口の鉄道沿線景観

## (7) まちや地域の顔となる公共施設、情報・産業施設の景観

◇施設内容、地域特性を踏まえ、施設にふさわしい地域の顔となる景観の形成を目指します。

◇新たな映像産業拠点施設、教育施設等が集積するSKIPシティでは、これからの川口の新たな産業・情報拠点にふさわしい活気と先進性が感じられる景観形成を図ります。

◇まちや地域の顔となる公共施設等では、川口市としての個性が感じられる景観を形成するため、鋳物や安行の植木等の地場産業を活かした要素を取り入れた景観形成を目指します。

### 対象となる区域例

- ・市役所、公民館、学校等の公共施設、大規模公園、レクリエーション施設



■グリーンセンターの景観



■SKIPシティの景観



■学校の景観

## (8) 良好な眺めが得られる荒川や台地上からの眺望景観

◇荒川は、広々とした安らぎを感じられる景観を維持し、眺望を楽しみ、憩える、快適な空間の形成を図ります。

◇大宮台地（安行台地）の縁などからの眺望景観を得るため、視点場へのアクセスやその整備を図ります。

### 対象となる区域例

- ・荒川堤防、橋のもと、台地の縁、見沼田圃



■堤防から河川敷への眺望景観

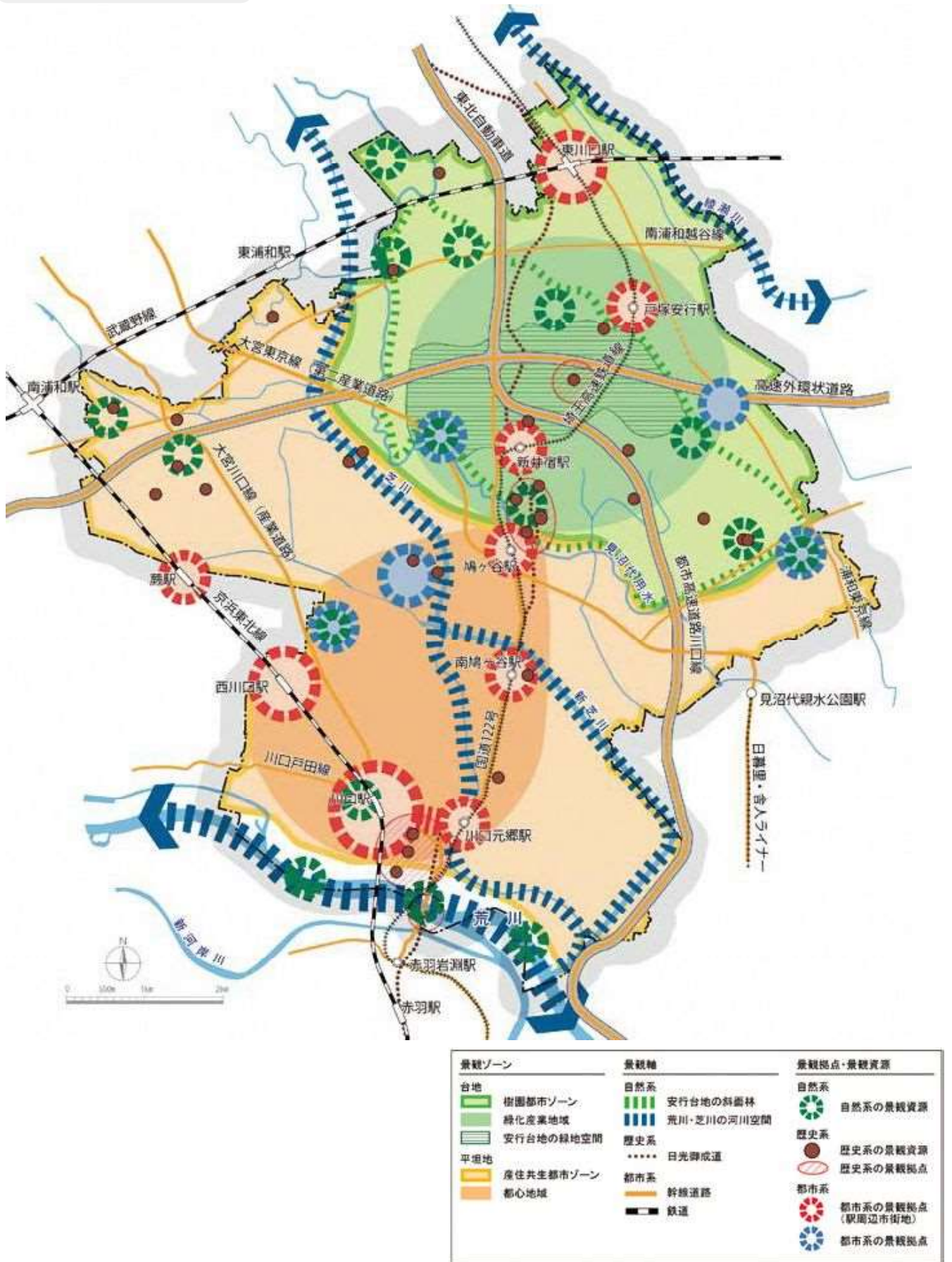


■堤防から市街地への眺望景観



■台地上部から川口駅・東京都心方面への眺望景観

図2-4 目指すべき景観の方針





### 3 地域の景観形成の方針

川口市の地域は、これまでの合併等を経て10の地域によって構成されており、それぞれ地域の歴史やコミュニティが引き継がれています。景観づくりにおいてもこれらを尊重し進めることが大切です。

今後、地域の特性を活かした景観形成を図るため、総合計画や都市計画基本方針等の上位・関連計画や、地域の景観の特性と課題を踏まえ、10地域ごとの景観形成の方針を次のとおり定めます。

図2-5 地域の景観形成の方針検討の流れ

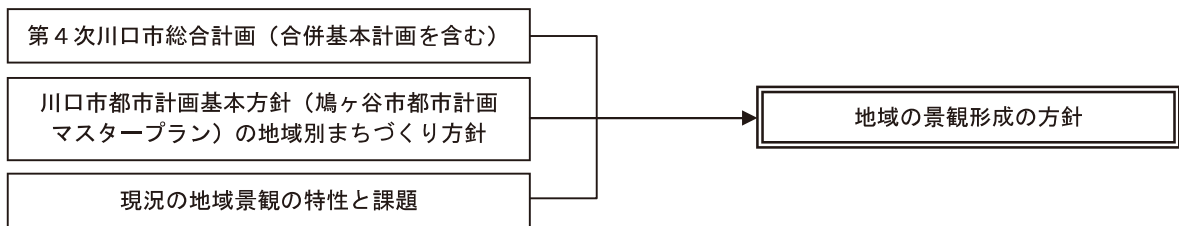


図2-6 10の地域区分



表2-7 地域ごとの景観形成の方針

地 域	将来地域像 (川口市都市計画基本方針)	地域の景観形成の方針
中央地域	川口の都市文化を発信するまち	川口駅を中心とする市の顔としての活気、風格、うるおいを感じさせる住工の共存する景観の形成を目指すと共に、川口市の中心的な商業地としてのにぎわい景観の形成を目指します。
横曽根地域	拠点の活力と荒川の環境を生かし、職・住・遊が調和するまち	工場等で働く場所としての「職」、高密度居住地等で住む場所としての「住」、荒川河川敷でのスポーツ等を活かした「遊」が調和するまちとして、活気とにぎわい、うるおいが調和した景観の形成を目指すとともに、課題のある景観の整序等により地域の景観イメージの向上を目指します。
青木地域	個性豊かな住環境を創造するまち	新たな産業の核となる映像産業拠点施設、住工混在の市街地、工業の集積する産業地、多くの人が集まるレクリエーション施設等、多様な市街地がある地区として、個性的で活気とうるおいのある市街地景観の形成を目指します。
南平地域	潤いのある住工共生の環境を創造するまち	住宅と多様な産業が共存する地区として、活気とうるおいのある景観の形成を目指すとともに、歩きやすく楽しく安全に生活できる景観の形成を目指します。
新郷地域	産業の活力と緑の潤いのある環境を育むまち	南側に工業地、北側に緑豊かな住宅地、中央に住工混在地が位置する地区として、それぞれの地域の特性に応じた活気ある工業地景観、うるおいある住宅地景観、住宅と工場や商店が共存するにぎわいとうるおいのある楽しく安全に生活できる景観の形成を目指します。
神根地域	緑の生産・活用と生活が調和した個性あるまち	緑化産業等と住宅が共存する地区として、地区を特徴づける緑の景観の保全と、緑豊かな住環境と農地を主体とした緑化産業景観が調和した景観の形成を目指します。
芝地域	誰もが安心して快適に住み続けられる環境のあるまち	高密度な住宅系市街地が広がる地区として、うるおいある住宅地景観の形成を目指すとともに、地域の緑や歴史的資源を活かした景観の形成を目指します。
安行地域	植木の文化を発信するまち	緑豊かな台地のある地区として地域の景観を特徴づける緑の景観の保全、樹林地や農地と調和した住宅地景観の形成、緑の中にふさわしい流通施設の景観の形成を目指します。
戸塚地域	緑を生かし親しみと潤いのある住環境を育むまち	緑豊かな台地と、都市基盤の整備された新たな住宅市街地により、緑豊かな住宅地景観の形成を目指します。基盤整備されていないところでは、緑化産業と調和した住宅地景観の形成を目指します。
鳩ヶ谷地域	地域が育んできた歴史や文化を大切にし、快適な住環境を持つまち	日光御成道沿いの史跡、氷川神社や歴史的建造物を保全・活用しながら、落ち着いた佇まいや趣が感じられる景観形成を目指します。また、河川の水辺や斜面緑地、寺社や公園等の緑地等と調和した、落ち着きとうるおいのある地域特性を活かした住宅都市景観の形成を目指します。

## 4 多様な景観形成を実現する方法

本市の景観を特色のある良好なものとするには、地域固有の景観特性と地域住民の意向を踏まえ、それぞれの特性が生かされるように景観の形成を図ることが大切です。よって、良好な景観づくりのために行う行為の制限は、「市全域において共通して行う景観形成」、「地域の特性に応じて行う景観形成」、「その他の手法による景観形成」に分け効果的に推進していきます。

### (1) 市全域において共通して行う景観形成

景観計画区域内で行われる開発・建築行為等については、良好な景観の維持・保全を図るため、必要に応じ、本計画に定める景観形成方針や景観形成基準等の普及・啓発・助言に努めます。

- 【建築物又は工作物に関する基準】・・・形態意匠・高さ・壁面の位置等
- 【大規模な土地の開発に関する基準】・・・木竹の植栽又は保全・のりの高さ等
- 【資材の堆積に関する基準】・・・堆積物の高さ・位置等

なお、届出がなされたものの内、基準に適合させるための措置として行った勧告に従わない場合は、別に定める川口市景観形成条例の規定により、勧告に従わなかった旨の公表を行います。また、届出を要する行為のうち、景観法（以下「法」という。）第 17 条に定める変更命令等が必要であると認められる場合は、その形態意匠若しくは色彩の制限に係るものを法第 17 条にいう特定届出対象行為として市条例に定め変更命令等を行います。

### (2) 地域の特性に応じて行う景観形成

地域の特性に応じて行う景観形成については、その地域に関する景観計画の変更や景観地区の決定等により制限の強化等を行います。この場合、住民との協働により当該区域にふさわしい景観の検討を行うため、当該地域を川口市景観形成条例による景観形成促進区域（※）に定め、関係権利者等の円滑な合意形成を図り基準の基となる考え方をまとめます。

以上によりまとめた考え方は景観計画の変更等に反映していきますが、このように景観形成促進区域として設定していく可能性のある場所としては、土地利用の変化の激しい所、すでにある程度の景観形成が図られている所などで、例えば次のような地区が考えられます。

- |                |               |            |
|----------------|---------------|------------|
| ・各用途地域及び特別用途地区 | ・駅周辺地区        | ・地区計画等指定地区 |
| ・まちづくり活動地区     | ・景観重要建造物等周辺地区 | ・その他の地区    |

※ 川口市景観形成条例で定める、地域にふさわしい景観形成の促進に向け、住民又は住民の同意を得た市長が、川口市景観計画の景観形成基準以外の建築物の高さ等の基準を策定することが必要と申し出た区域のこと。

### (3) その他の手法による景観形成

前述の2つの方法とは別の多様な手法を活用し、本市が目指す「多様な景観で創られる水と緑の美しい都市」の促進を図ります。

#### ①景観地区による景観形成

優れた景観を有する地区又は優れた景観を形成する必要がある地区については景観法に基づく景観地区の手法を利用します。本計画の景観軸、景観拠点に含まれる景観上重要な地区を景観地区として都市計画決定した場合は、景観法の認定制度や条例化、建築基準法の確認申請により景観形成を行います。景観形成に該当する行為を定める場合は、景観形成方針に即するよう都市計画に定めます。

#### ②地区計画等による景観形成

本計画の景観軸、景観拠点の景観形成方針を実現していくため、都市計画法に基づく地区計画、高度地区、特別用途地区や都市緑地法に基づく緑地保全区域などへの指定も活用します。また、中高層建築物や開発行為においては、本計画の景観形成方針に基づいた開発行政等との連携により景観形成の実現を図ります。

#### ③景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設等による景観形成

本計画の景観軸、景観拠点の中で、良好な景観を形成している又は形成することが望ましい景観形成上重要な建造物や樹木については、該当するものを景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木に指定します。また、景観軸、景観拠点にある景観形成上重要な公共施設（道路、河川、公園等）については、該当するものを景観法に基づく景観重要公共施設として整備します。これにより、市街地の良好な景観形成の実現を図ります。また、景観軸、景観拠点以外においても、景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木への指定要請、景観重要公共施設への整備要請があるものについては、その都度指定に向け検討を行います。

#### ④屋外広告物条例による景観形成

本計画の景観軸や景観拠点の景観形成方針を実現するため、屋外広告物の多い駅周辺や幹線道路沿い等で良好な景観形成に影響を与える恐れのある屋外広告物に対しては、川口市の景観特性に配慮しながら、川口市屋外広告物条例に基づく規制・誘導による景観形成を図ります。

#### ⑤景観協定等による景観形成

市民等の自主的な活動により特定地域の景観形成を実現していく場合で、当該地域において景観形成に関する申し合わせ活動が行われ、又は必要としている時は、景観協定、建築協定、緑地協定等の制度利用に関する支援を行います。また、法令に基づかない「まちづくり協定」や「まちづくり憲章」などの制度利用の促進も図ります。

#### ⑥関係法令・条例・規則・要綱等の景観関連施設制度との連携による景観形成

本計画の多様な景観づくりを実現するため、川口市自転車等の放置防止条例、川口市路上喫煙の防止等に関する条例などや、ゴミ集積場の片付け、街路樹の美化活動、道路に面する窓辺の花飾り等のボランティア的活動などとの連携、川口市景観形成基本計画に掲げる景観サポーター、景観協議会、各種表彰制度などの施策の活用を図ります。

## 第3章 良好な景観形成のための行為の制限

### 1 届出対象行為と景観形成基準等による景観形成の考え方

本市の景観を良好なものとするため、市全域の景観の向上と地域景観の向上を図ります。

市全域の景観の向上は、景観法（以下「法」という。）第16条第1項の行為（以下「届出対象行為」という。）と法第17条第1項を除く法第8条第2項第2号で定める行為の制限（以下「景観形成基準」という。）を市全域に定め、法に基づく届出及び勧告の制度により行います。この景観形成基準の一部には、用途地域の容積率、幹線道路の幅員、都市再開発方針2号地区の土地の高度利用を図る地区などの市街地状況や土地利用のあり方を踏まえた基準を設けます。

一方、地域景観の向上には、川口市景観形成条例に定める景観形成促進区域制度等を活用し、地域住民と市が協働して行う地域特有の景観の検討や関係法令規定との調整等を図りつつ、地域の特性に応じた届出対象行為と景観形成基準等を設け、きめ細かい景観を形成します。

### 2 良好な景観形成のための届出対象行為

本市の良好な景観を形成するために必要な届出対象行為は、以下に示す区域のそれぞれの行為で、各行為に係る事項のいずれかに該当するものを対象とします。

表3-1 届出対象行為

対象行為		事 項
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる建築物の修繕若しくは模様替又は色彩の変更の行為（以下「建築物の建築等」という。）		①高さ10mを超える建築物。 ②面積が500㎡以上の敷地の中にある建築物。 ③①②のいずれかで、外観の変更を行う修繕、模様替、色彩については、外観の過半に及ぶもの。
工作物（屋外広告物を除く）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる工作物の修繕若しくは模様替又は色彩の変更の行為（以下「工作物の建設等」という。）		①擁壁以外の工作物で、高さ又は長さが10mを超えるもの。 ②高さが2mを超える擁壁。 ③①②のいずれかで、外観の変更を行う修繕、模様替、色彩に係る行為については、外観の過半に及ぶもの。
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	切土又は盛土によって生ずるのりの高さや傾斜角度	①区域内の地盤面に5mを超える高低差があり、もっぱら自己の居住の用に供する建築物以外の建築物の新築を伴う3,000㎡以上の開発行為。 ②①については、既に都市計画法第29条の開発行為の許可を得たものを除く。 ③①については、既に土地区画整理法第14条第1項の組合の設立認可を得たものを除く。
	区域内の木竹の保全又は適切な植栽を行う土地の面積の最低限度	
良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為	屋外における資材の堆積	①都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域の区域外の都市計画区域で、500㎡以上の面積を有する敷地における堆積に係る新設又は変更の行為で、堆積物と一体に利用する土地の区域。

### 3 景観形成基準

#### (1) 建築物の建築等

法第8条第2項第2号で定める行為の制限と法第16条第3項の勧告若しくは法第16条第6項の協議を行うことのできる景観形成基準は、以下のとおりとします。

表3-2 建築物の建築等の景観形成基準

形態意匠	形状	①建築物は、著しく不整形な形状は避け周辺景観と調和するよう工夫する。
	材質	①建築物の外壁は、汚れ、色あせ、色むら等の目立ちにくい材料の使用に努める。
	色彩	①建築物（附属建築物を含む）の色彩は【別表-1】のとおりとし、周辺景観と調和するよう工夫する。
	その他の意匠	①建築物に設ける点滅する光源については【別表-2】のとおりとし、周辺景観と調和するよう工夫する。 ②建築物に設ける附属建築物等は著しく不整形な形状は避けると共に、設置位置等に配慮し、周辺景観と調和するよう工夫する。
壁面の位置	コンテナボックス	①複数設置するコンテナボックス（輸送用の器材と同様なもので内部を使用する容器。）の外壁面から道路又は敷地境界までの間には1.5m以上（道路の隅切り部分の境界からの距離は1.0m以上とする。）の距離を設け、安全に配慮するとともに周辺景観と調和するよう工夫する。 ②複数設置するコンテナボックス（輸送用の器材と同様なもので内部を使用する容器。）を、前面道路等の公共の場から直接望見出来ないようにするための3m以下の塀、囲い（高さは地盤面から3m以下とする。）の設置又は木竹（高さは地盤面から3m以上とする。）の植栽を行った場合は当該基準以外の景観形成基準の規定は適用しない。
高さの最高限度 ※		①【別表-3-1】【別表-3-2】【別表-3-3】のとおりとし、周辺景観と調和するよう工夫する。
敷地内の木竹の保全若しくは適切な植栽を行う面積の最低限度		①500 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満の敷地における緑化面積は、既存樹林や既存樹木を含め敷地面積当たり10%（商業地域と近隣商業地域は5%）以上とし、建築物及び工作物と調和するよう工夫する。 ②極力既存木竹の保全を図ると共に、木竹の植栽に当たっては以下により周辺景観の向上に資するよう工夫する。 ・樹木は、極力前面道路側に配置する。 ・樹木の樹種は、極力地域特性にふさわしい樹種とする。

※建築物の高さは、建築基準法の定めによるものとし、建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5mを限度として算入しません。

## (2) 工作物の建設等

法第8条第2項第2号で定める行為の制限と法第16条第3項の勧告若しくは法第16条第6項の協議を行うことのできる景観形成基準は、以下のとおりとします。

表3-3 工作物の建設等の景観形成基準

形態意匠	形状	①建築物に設ける工作物は、著しく不整形な形状は避けると共に、周辺景観と調和するよう工夫する。
	材質	①工作物の外壁は、汚れ、色あせ、色むら等の目立ちにくい材料の使用に努める。
	色彩	①工作物の色彩は【別表-1】のとおりとし、周辺景観と調和するよう工夫する。
	その他の意匠	①工作物に設ける点滅する光源については【別表-2】のとおりとし、周辺景観と調和するよう工夫する。
高さの最高限度		①工作物の高さは周辺景観と調和するよう工夫する。 ②建築物の屋上に設ける工作物の屋上設置面からの高さ又は工作物の長さは、15m以下又は建築物の高さの5分の1以下のいずれかの小さいものとする。 ③建築物の外壁面（屋上を除く）に設ける工作物の設置面からの突出先までの最短距離は1.5m以下とする。
区域内の木竹の保全若しくは適切な植栽を行う面積の最低限度		①500㎡以上3,000㎡未満の区域における緑化面積は、既存樹林や既存樹木を含め区域面積当たり10%（商業地域と近隣商業地域は5%）以上とし、建築物及び工作物と調和するよう工夫する。 ②極力既存木竹の保全を図ると共に、木竹の植栽に当たっては以下により周辺景観の向上に資するよう工夫する。 ・樹木は、極力前面道路側に配置する。 ・樹木の樹種は、極力地域特性にふさわしい樹種とする。

【周辺の景観との調和】



■周囲の景観と調和した建築物の屋根等の形態により、周囲との違和感のない景観。

【色彩】



■周囲の景観と調和し、落ち着いた色調の建築物の色彩により、全体としてまとまりのある景観。

【緑化】



■地域全体で敷地の緑化を積極的にすすめる、まち並みとしてうるおいある景観。

別表-1

1) 共通に使用できる色彩 色相がGY, G, BG, B, PB, P, RPの場合は、彩度3以下とする。		
2) 区分ごとに使用できる色彩		
区 分	用途地域等	使用できる色彩
低層住居系	市街化調整区域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	①周辺の住宅や畑、樹林地等の特性に配慮し、周辺景観と調和する色彩とする。 ②色相がR及びYRの場合は、彩度4以下とする。 ③色相がYの場合は、彩度3以下とする。
中高層住居系	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	①周辺の住宅や公園緑地等の特性に配慮し、周辺景観と調和する色彩とする。 ②色相がR及びYRの場合は、彩度5以下とする。 ③色相がYの場合は、彩度4以下とする。
準住居系	準住居地域	①周辺の住宅や幹線道路沿道の店舗等の特性に配慮し、周辺景観と調和する色彩とする。 ②色相がR及びYRの場合は、彩度5以下とする。 ③色相がYの場合は、彩度4以下とする。
商業系	近隣商業地域 商業地域	①周辺の住宅や生活道路沿道の店舗等の特性に配慮し、周辺景観と調和する色彩とする。 ②色相がR及びYRの場合は、彩度6以下とする。 ③色相がYの場合は、彩度5以下とする。 【以下の④⑤⑥については商業地域の店舗又は工作物に適用する。】 ④周辺の店舗、住宅、多様な公共施設等の特性に配慮し、周辺と調和する色彩とする。 ⑤色相がR及びYRの場合は、彩度7以下とする。 ⑥色相がYの場合は、彩度5以下とする。
工業系	準工業地域 工業地域 工業専用地域	①周辺の工場、住宅、公園緑地等の特性に配慮し、周辺景観と調和する色彩とする。 ②色相がR及びYRの場合は、彩度5以下とする。 ③色相がYの場合は、彩度4以下とする。
備 考	①1) 及び2) は、土や石などの自然素材製品の色彩には適用しない。 ②色彩計画上の必要から部分的に使用する色彩で、周辺の色彩等との調和が図られ、良好な景観形成上支障ない必要最小限の色彩には適用しない。 ③敷地が対象区分をまたがる場合は、過半の敷地面積を有する対象区分に使用できる色彩とする。	

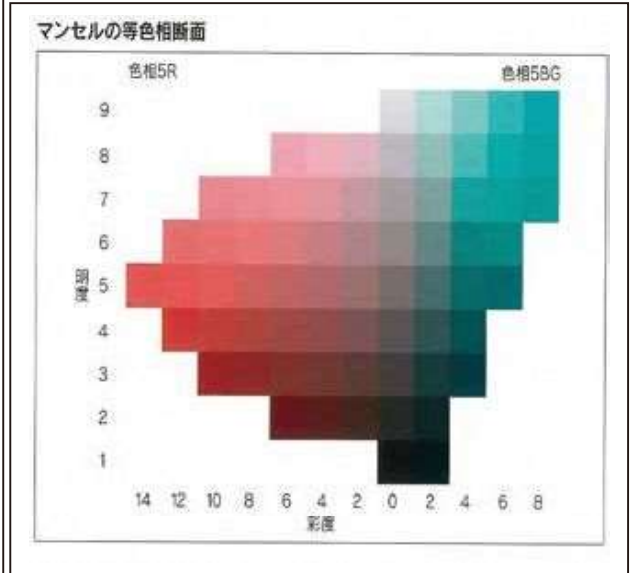
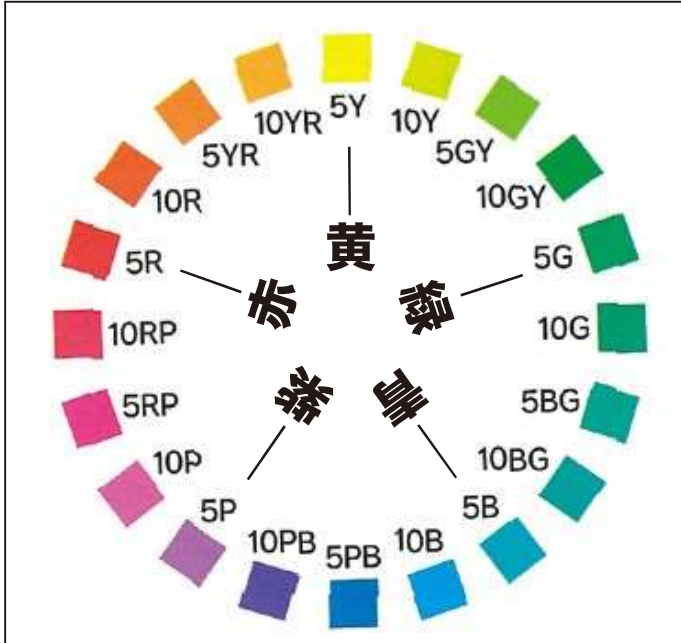
色彩基準は、日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条の規定により制定された工業標準をいう。）のZ8721に定める表面色の色知覚の三属性（色相、明度及び彩度をいう。）を尺度化して表示する方法（マンセル表色系）における当該尺度をいう。



マンセル値に基づくカラーチャートによる色彩の表示

【カラーチャートによるマンセルの色相環】

マンセル色の明度と彩度の  
関連表の例

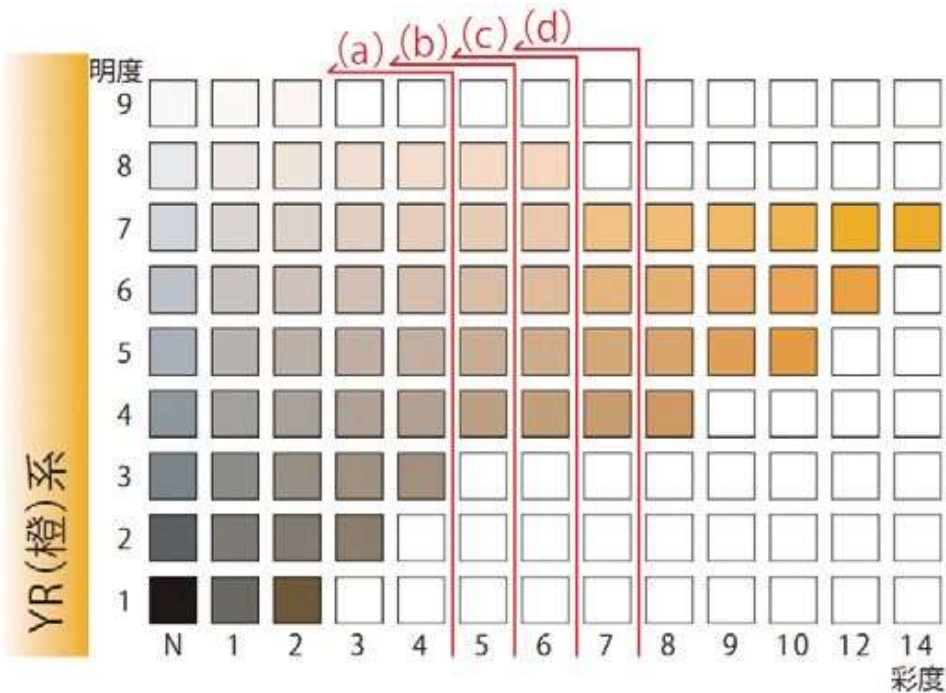


出典：2006年12月10日(株)新紀元社発行『配色辞典』より

出典：2006年12月10日(株)新紀元社発行『配色辞典』より

本市の建築物又は工作物に適用するマンセル値に基づく色彩基準

【別表-1】の区分ごとの色彩基準の例（色相がYR系の場合）



- 凡例
- (a) 低層住居系
  - (b) 中高層住居系、準住居系、工業系
  - (c) 商業系
  - (d) 商業地域の店舗又は工作物

別表-2

区域区分	点滅する光源の設置制限
都市計画法第8条第1項第1号の商業地域の区域又は幅員15m以上の幹線道路に接する敷地の区域	<p>①「点滅する光源」が形成する面の合計面積は、建築物若しくは工作物の一壁面（投影面積で重なる部分を除く。）の面積の20%又は25㎡のいずれか小さいものとする。ただし、当該「点滅する光源」の合計面積には、建築物の敷地若しくは工作物が立地する区域に設ける屋外広告物に掲出する「点滅する光源」の面積も含む。</p> <p>②「点滅する光源」が形成する面を、前面道路に向けて（道路中心線に対して15度以下のもの。）建築物若しくは工作物に設ける場合は、当該「点滅する光源」の設置高さは当該前面道路境界部分の道路面から3m以上及び10m以下の範囲とする。</p> <p>③「点滅する光源」が形成する面を、前面道路に向けない（道路中心線に対して15度を超えるもの。）で建築物若しくは工作物に設ける場合は、当該「点滅する光源」の各部分は当該前面道路境界から3m以上建築物敷地若しくは工作物区域側に後退する。</p> <p>④「点滅する光源」を建築物若しくは工作物に設置する場合は車両用交通信号灯器の認識に支障ないものとする。</p>
その他の全ての区域	<p>①「点滅する光源」が形成する面の合計面積は、建築物若しくは工作物の一壁面（投影面積で重なる部分を除く。）の面積の10%又は10㎡のいずれか小さいものとする。ただし、当該「点滅する光源」の合計面積には、建築物の敷地若しくは工作物が立地する区域に設ける屋外広告物に掲出する「点滅する光源」の面積も含む。</p> <p>②「点滅する光源」を建築物若しくは工作物に設置する場合は車両用交通信号灯器の認識に支障ないものとする。</p>

別表-3-1

区域・地域区分	容積率	建築物の高さの最高限度
第一種中高層住居専用地域	150%	16m
第二種中高層住居専用地域	200%	22m
第一種住居地域		
第二種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域	300%	38m
商業地域	400%	45m
準工業地域	200%	31m
工業地域		
工業専用地域		
市街化調整区域	100%	10m
	200%	16m

建築物の敷地が異なる区域又は地域にまたがる場合の建築物の高さの最高限度は、それぞれの区域又は地域の限度を適用する。

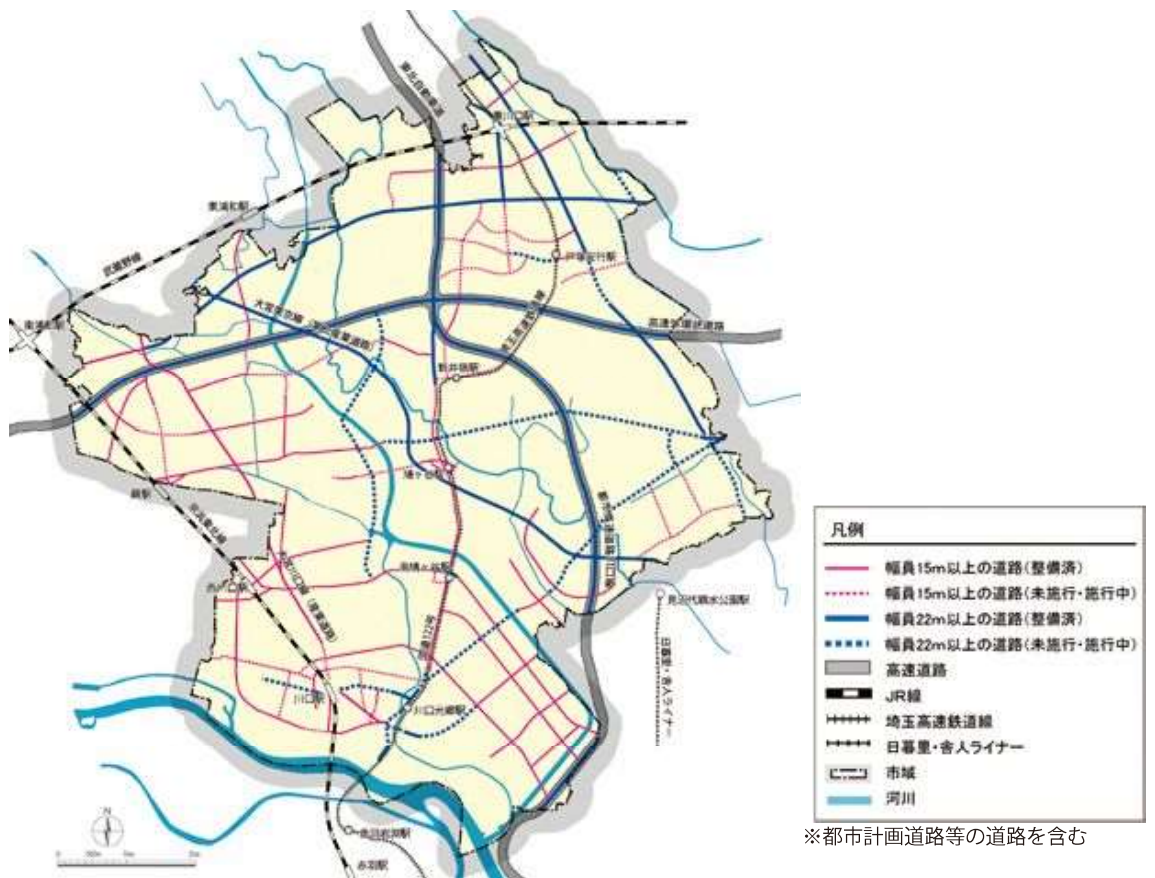
別表-3-2

【別表-3-1】にかかわらず、幅員 15m以上の幹線道路に接する敷地のうち、当該敷地の接道長が一定以上あり、かつ当該敷地全周の 8 分の 1 以上を当該幹線道路に接している当該敷地にある建築物の高さの最高限度は下表のとおりとする。

地域区分	容積率	建築物の高さの最高限度	
第一種中高層住居専用地域	150%	①15m以上 22m未満の幹線道路に接道 22m ②22m以上の幹線道路に接道 31m (幹線道路に接する敷地との接道長は 6m以上)	
第二種中高層住居専用地域	200%		
第一種住居地域			
第二種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域	200%	①15m以上 22m未満の幹線道路に接道 31m ②22m以上の幹線道路に接道 38m (幹線道路に接する敷地との接道長は 8m以上)	
準工業地域	200%		
工業地域			
工業専用地域			

建築物の敷地が異なる地域にまたがる場合の建築物の高さの最高限度は、それぞれの地域の限度を適用する。また、当該敷地が 2 以上の道路に接しておりそれぞれの接道規定が満たされている場合は、広幅員の基準を適用する。

図3-4 15m幅員以上の幹線道路で接道敷地規定を適用する道路



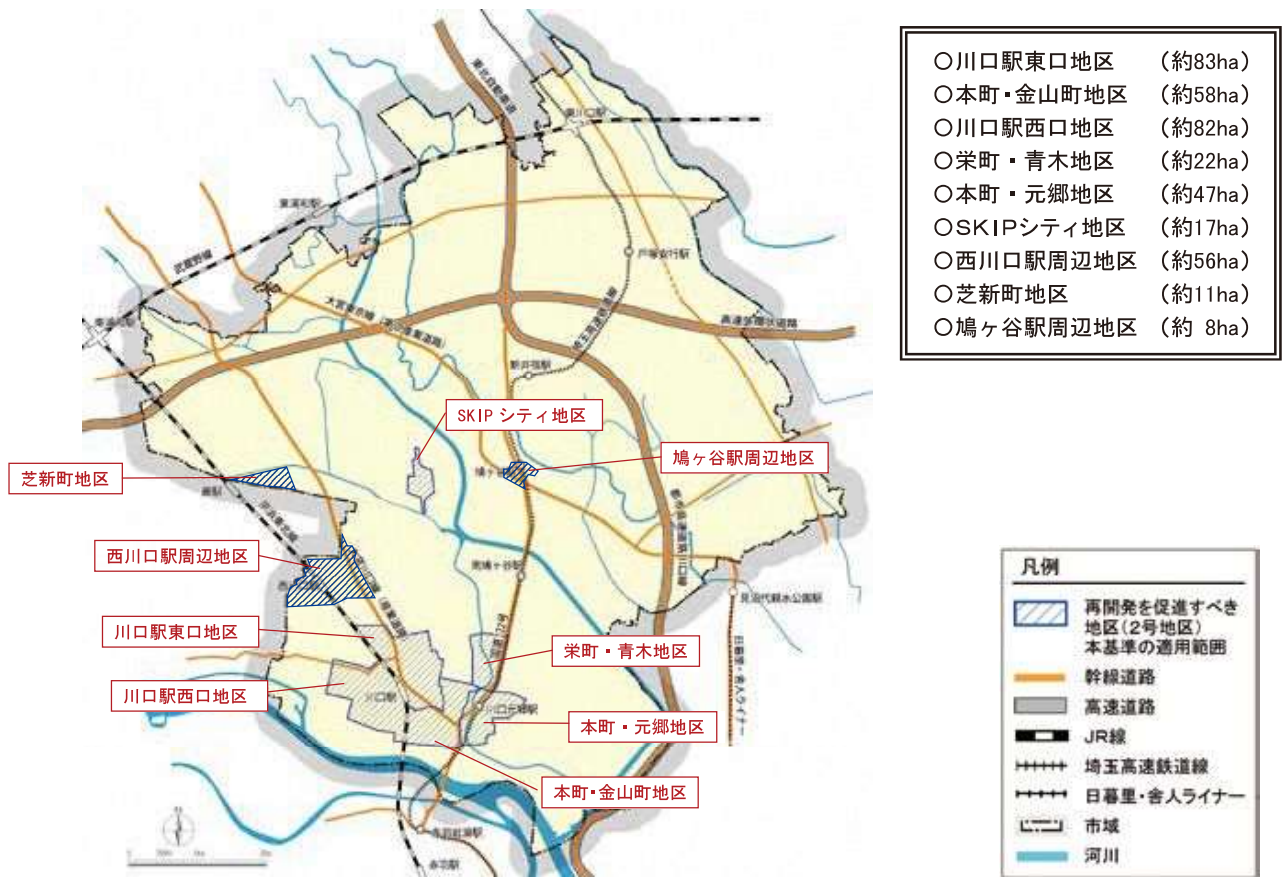
【別表-3-1】 【別表-3-2】にかかわらず、川口都市計画都市再開発の方針に定める再開発を促進すべき地区の内、川口駅東口、本町・金山町、川口駅西口、栄町・青木、本町・元郷、SKIPシティ、西川口駅周辺、芝新町、鳩ヶ谷駅周辺いずれかの地区内の建築物で、その敷地の前面道路の幅員が、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域にあっては6 m以上、商業地域、近隣商業地域にあっては8 m以上であり、かつ、当該敷地全周の8分の1以上が当該前面道路に接している建築物であって、以下の要件を満たす建築物の高さの最高限度は下表のとおりとする。敷地内には以下に従い10分の1以上の空地又は緑地を設けること。この場合空地又は緑地には駐車場等を設けてはならない。

- ① 下記②③④の合計面積は敷地面積の10分の1以上とし、②③で当該面積を超えた場合は④を除くことができる。なお、当該②③④の区域の利用形態は下記の目的に限るものとし、川口市緑のまちづくり推進条例等の別の定めによる目的を同じくする規定のものは、当該区域面積を兼ねることが出来る。
- ② 当該敷地が幅員2 m以上の歩道に接する場合は、当該歩道沿いに幅員2 m以上の緑地（歩行可能な中高木を植栽した緑地とする）を設けること。当該緑地は、沿道景観の向上に資するものとなるよう配慮するとともに、見通し確保及び自転車の放置の防止に配慮するものとする。
- ③ 当該敷地が幅員2 m未満の歩道（歩道を有しない道路を含む）に接する場合は、当該歩道沿いに幅員2 m以上の歩道用空地を設けること。当該空地は、歩行者と車両の分離を図る緑化等により沿道景観の向上に資するものとなるよう配慮するとともに、無秩序な駐車・駐輪の防止及び安全な歩行の確保に配慮するものとする。
- ④ 上記②③によっても①の規定に満たない場合は、良好な沿道景観の向上に資するまとまった空地又は緑地を設けるものとする。
- ⑤ 道路境界を除く隣地境界から建築物及び高さ2 mを超える工作物の壁面までの後退距離は1.5 m以上とする。

地域区分	敷地面積	建築物の高さの最高限度
商業地域	500 m <sup>2</sup> 以上	100 m
近隣商業地域 (容積率300%)	1,000 m <sup>2</sup> 以上	100 m
近隣商業地域 (容積率200%)	1,000 m <sup>2</sup> 以上	50 m
	5,000 m <sup>2</sup> 以上	100 m
準工業地域	1,000 m <sup>2</sup> 以上	50 m
	5,000 m <sup>2</sup> 以上	100 m
第二種住居地域・準住居地域	2,000 m <sup>2</sup> 以上	50 m

建築物の敷地が異なる地域にまたがる場合の建築物の高さの最高限度は、それぞれの地域の限度を適用する。

図3-5 土地の高度利用を図る地区規定を適用する地区



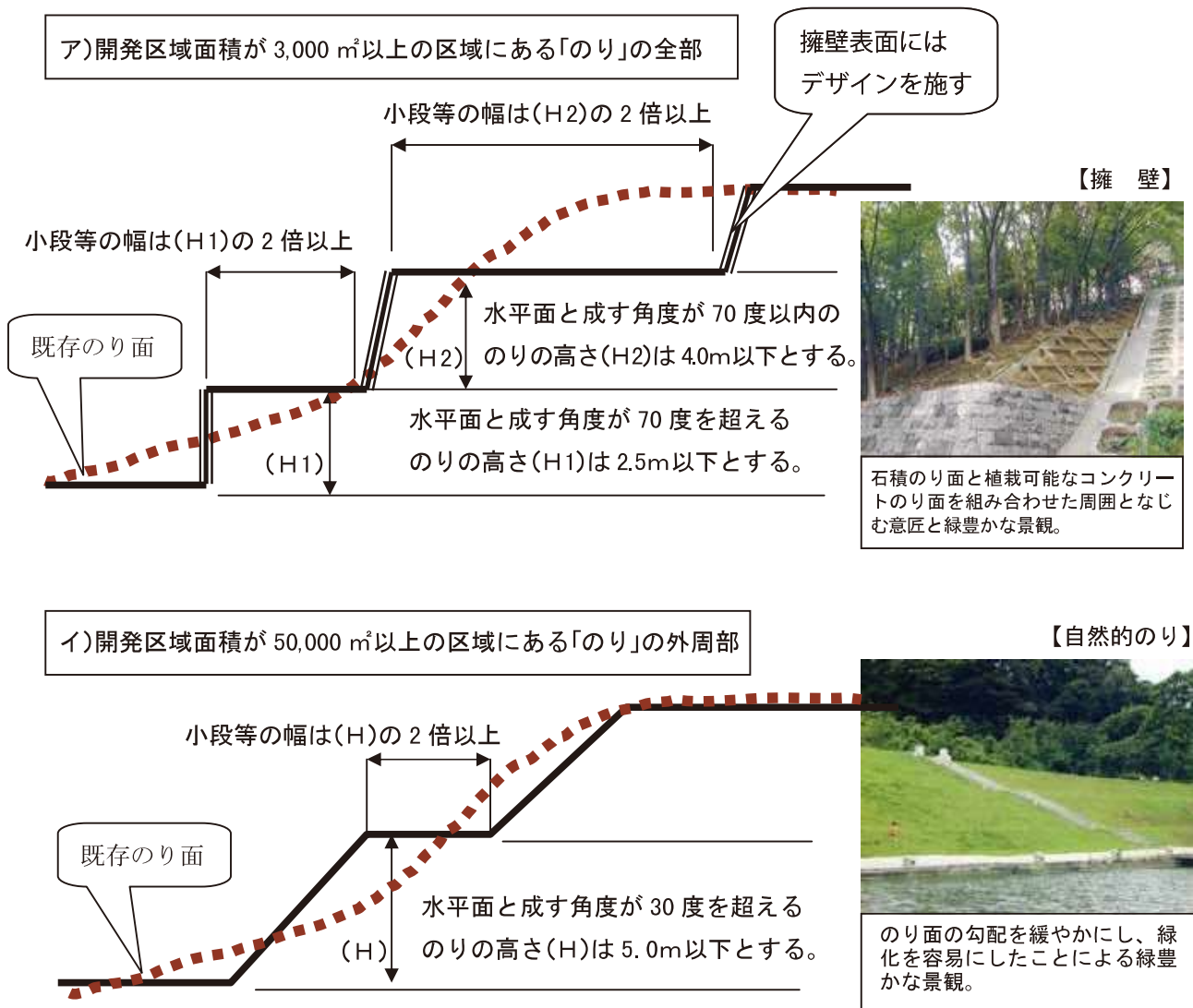
### (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に係る法第8条第2項第2号で定める行為の制限と法16条第3項の勧告若しくは法第16条第6項の協議を行うことのできる景観形成基準は以下のとおりです。

表3-6 開発行為の景観形成基準

切土又は盛土によって生ずるのりの高さや傾斜角度	① 開発に伴って生ずるのりの高さや傾斜角度は、開発区域面積に応じ図3-7のとおりとし、周辺景観との調和が図れるよう工夫する。
区域内の木竹の保全又は適切な植栽を行う土地の面積の最低限度	① 開発に伴って生ずるのりの処理で、擁壁、のり面、小段等を設けた土地では、主としてのりの部分若しくはのりの上下部分の既存樹木を保全し又は中木や高木を植栽し、斜面地の緑の景観が形成されるよう工夫する。 ② 用途地域が定められている区域では、区域内にある既存樹木の保全面積及び植栽面積の合計は開発区域面積の10%以上とする。 ③ その他の区域では、区域内にある既存樹木の保全面積及び植栽面積の合計は開発区域面積の15%以上とする。

図3-7 切土又は盛土によって生ずるのりの高さや傾斜角度



#### (4) 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為

##### ◎屋外における資材の堆積

本市の良好な景観を形成するために必要な届出対象行為は、次のア及びイに示す区域を対象とします。

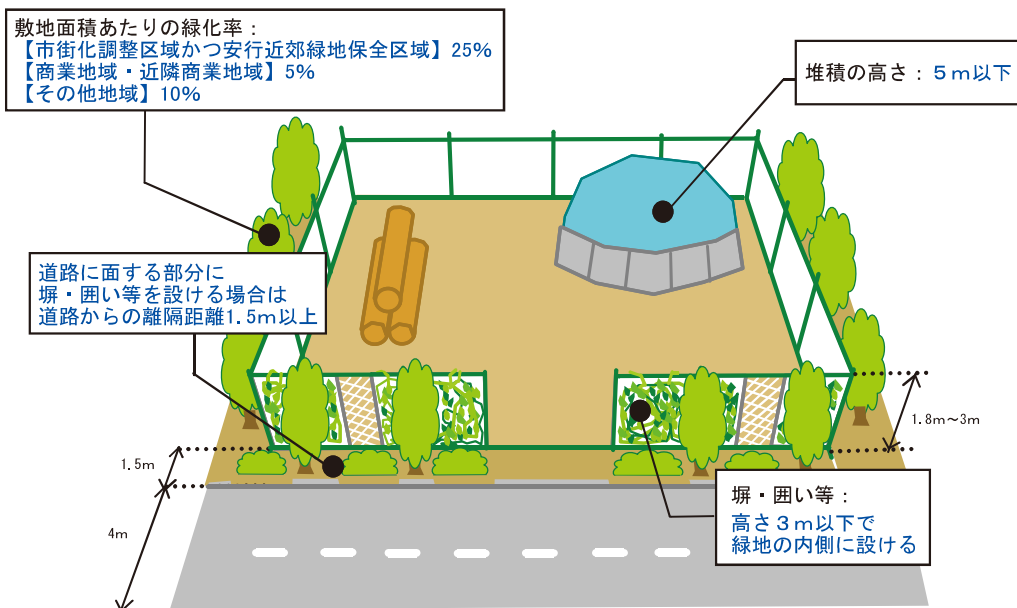
- (ア) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域以外
- (イ) 土地の面積が500㎡以上

屋外における資材の堆積に係る法第8条第2項第2号で定める行為の制限と法第16条第3項の勧告若しくは法第16条第6項の協議を行うことのできる景観形成基準は以下のとおりです。

また、本規定は堆積する区域を設置する場合又は堆積する区域若しくは物件を変更する場合にも適用します。

表3-8 屋外における資材の堆積に関する景観形成基準

堆積物の高さの最高限度	①地盤面から5m以下とし、安全に配慮し、周辺の景観と調和するよう工夫する。
塀、囲い等	①高さは地盤面から3m以下とする。 ②敷地内植栽の内側に設ける。 ③道路に面する部分に塀、囲い等を設ける場合には、道路からの離隔距離を1.5m以上とする。 ④外側面の色彩は【別表-1】のとおりとし、周辺の色彩と調和するよう工夫する。
敷地内の植栽又は木竹の保全面積の最低限度	①前面道路等外部から望見出来る場所に緑地を設ける。 ②道路側に塀、囲い等を設ける場合には、道路と塀、囲い等の間に植栽を設ける。 ③植栽面積は、既存樹木を含め敷地面積あたり、下記の割合を確保し、周辺景観と調和するよう植樹する。 【市街化調整区域かつ安行近郊緑地保全区域】 25% 【商業地域・近隣商業地域】 5% 【その他地域】 10% ④樹木の樹種は、周辺景観に配慮し地域特性にふさわしい樹種により、周辺景観と調和するよう工夫する。 ⑤植栽は、既存樹木の保全を図り、周辺景観と調和するよう工夫する。 ⑥壁面緑地を設けるようつとめる。



## 4 景観形成基準の適用を除外するもの

### (1) 景観形成基準が定められた都市計画の区域の届出対象行為

景観形成基準と同様の制限等が都市計画に定められた当該都市計画の区域内の届出対象行為については、当該景観形成基準の適用を除外する。

### (2) 建築物又は工作物の高さの最高限度

- ①土地の高度利用を図る都市計画を定めた場合は、当該地区内の建築物又は工作物の高さの最高限度は、当該都市計画の定めによるものとし、景観形成基準のうち高さの最高限度の基準は適用しない。
- ②既にある建築物又は工作物で、景観形成基準のうち最高限度を超えているものの改築又は移転については、当該建築物又は工作物が周辺景観との調和に配慮がなされていると、市長が、川口市景観形成委員会の意見を聴き、認めたものは、高さの最高限度は既にある建築物又は工作物の高さを限度とする。
- ③周辺景観との調和に配慮がなされ、公益上やむを得ないと、市長が、川口市景観形成委員会の意見を聴き、認めた建築物又は工作物については、景観形成基準のうち高さの最高限度の基準を適用しない。

### (3) 景観上特に優れている又は真にやむを得ないもの

景観上特に優れており、周辺景観を良好な景観形成に誘導するものとして、市長が、川口市景観形成委員会の意見を聴き、認めた建築物又は工作物、又は、周辺景観との調和に配慮がなされ、周辺景観を著しく悪化させることがなく、特別な事情により真にやむを得ないものとして、市長が、川口市景観形成委員会の意見を聴き、認めた建築物又は工作物には景観形成基準を適用しない。



## 第4章 景観重要建造物等に関わる景観形成の方針

### 1 景観重要建造物の指定の方針

本計画の景観軸、景観拠点において、良好な景観を形成している若しくは形成することが望ましい景観形成上重要な建造物の場合、又は、景観軸、景観拠点以外のもので、住民等から良好な景観を形成している若しくは形成することが望ましい建造物であるとの提案を受けた場合は、関係各課と協議の上、景観法の手続きを経て以下の方針により景観重要建造物への指定を図ります。なお、指定に当たっては、当該建造物の所有者等の意見を広く聞き、併せて景観法の規定に基づき行います。

#### 景観重要建造物の指定方針

- ・地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、周辺景観を含め良好な景観の形成に重要なものであるもの。（敷地や建造物周辺の工作物なども指定の対象とする。）
- ・道路など、公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの。
- ・必ずしも歴史的な建造物に限らず、外観の保全が可能で景観上重要であれば指定の対象とする。

景観重要建造物のイメージ



## 2 景観重要樹木の指定の方針

本計画の景観軸、景観拠点において、良好な景観を形成している若しくは形成することが望ましい景観形成上重要な樹木の場合、又は、景観軸、景観拠点以外のもので、住民等から良好な景観を形成している若しくは形成することが望ましい樹木であるとの提案を受けた場合は、関係各課と協議の上、景観法の手続きを経て以下の方針により景観重要樹木への指定を図ります。なお、指定に当たっては、当該樹木の所有者等の意見を広く聞き、併せて景観法の規定に基づき行います。

### 景観重要樹木の指定方針

- ・地域の自然、歴史、文化等からみて、樹木の外観が景観上の特徴を有し、周辺景観を含め良好な景観の形成に重要なものであるもの。（敷地や樹木周辺の工作物なども指定の対象とする。）
- ・道路など、公共の場所から樹木の概ねの姿が容易に見えるもの。

### 景観重要樹木のイメージ



### 3 景観重要公共施設の整備に関わる事項

#### (1) 景観重要公共施設の景観形成方針

本計画における景観軸を構成する道路、公園、河川等の公共施設は、景観形成に重要な施設です。また、景観拠点に含まれる本市の公共施設は、川口市都市計画基本方針に即し、景観施策との連携による総合的な施策の推進により整備を図っています。

なお、景観重要公共施設に指定したものについては、次の景観形成方針に基づき整備を行います。

表4-1 景観重要公共施設の景観形成方針

区分	景観形成方針
道路	<ul style="list-style-type: none"><li>道路内の施設は路線毎に統一感のあるものとし、沿道の景観と調和したデザイン等により沿道と一体感のある道路景観の形成を図ります。</li><li>植栽の可能な道路では緑化を図ることにより緑の軸線とするとともに、沿道の宅地の緑化や屋外広告物の秩序化と合わせて、緑豊かな道路景観の形成を図ります。</li></ul>
公園	<ul style="list-style-type: none"><li>市民がよく利用する生活・レクリエーション拠点として、地域の顔となるよう景観形成を図ります。</li><li>施設周辺の景観的特性にも配慮し、周囲の街並み景観が向上する施設デザインの形成を図ります。</li></ul>
河川	<ul style="list-style-type: none"><li>河川敷にある緑地の保全、川岸等の親水化、堤防の緑化などの整備により、水と緑の軸線としてうるおいある景観形成を図ります。</li><li>河川沿いの親水公園整備や歩行者空間の確保等により、市街地内にうるおいを感じさせる景観整備を図ります。</li><li>各河川の橋梁や、川沿いの各種施設との一体的な景観改善を行うことにより、広がりの感じられる景観形成を図ります。</li><li>荒川などの水辺や広々とした草地などを活用し、貴重な自然景観の保全を図ります。</li></ul>

## (2) 景観重要公共施設の指定について

本計画における景観重要公共施設の整備を促進するため、以下の景観形成上重要な景観軸については、本市の景観形成を先導的に図る公共施設として指定を図ります。なお、指定に当たっては、当該施設の管理者等の意見を広く聞き、併せて関係法令の規定に基づき行います。

### 想定する景観重要公共施設の例

- ・景観軸を構成している重要な道路（産業道路、第2産業道路等）、公園、河川（荒川、芝川、新芝川、見沼代用水等）
- ・自然系、歴史系、都市系の景観拠点内にある重要な道路、公園、河川
- ・歴史的な街道や周辺資源と一体的な景観を形成している重要な道路、公園、河川
- ・観光や交流を推進する上で重要な道路、公園、河川
- ・一体的な開発や整備を行った区域で、良好な景観形成上重要な道路、公園、河川
- ・景観に関する整備が実施され、周辺景観を含め良好な景観の形成に重要な道路、公園、河川

### 景観重要公共施設のイメージ



## 第5章 良好な景観形成に必要な事項

### 1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

広告物には、屋外で公衆に表示される広告物（屋外広告物）とそれ以外の広告物があり、これらの広告物による表示は、商業活動における情報提供、各施設への案内、危険場所の注意喚起等、多種多様な目的に応じて多くの場所で行われ、私たちの日常生活の情報源としても欠かすことの出来ないものです。

一方で、広告物の設置行為は、交通安全、生活環境、市街地の美しさ等の面から一定の設置基準を定め、人々の良好な生活と健全な諸活動との調和の下で行われる必要があります。本市では屋外広告物を対象に、屋外広告物法及び法に基づく埼玉県屋外広告物条例により規制・誘導を進めてきました。

しかし、産業構造や生活様式等が変わる中で、市街地における広告物は、設置量の増加や窓面の内側から外部へ向けて掲出された広告物などの広告手段の多様化が進み、改めて、安全、環境、美観面において改善しなければならない広告活動が顕在化しています。

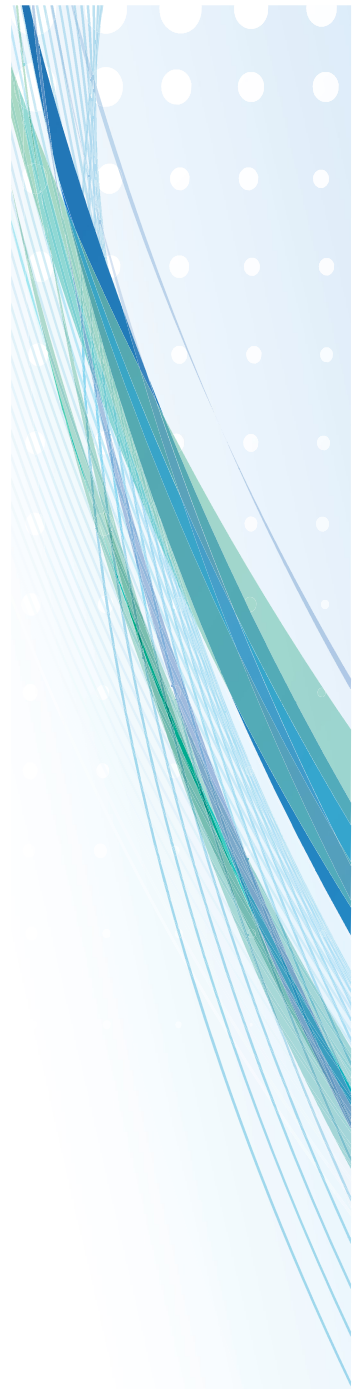
このため、本計画に定める景観軸や景観拠点の景観形成方針を実現するため、これら広告物による課題を踏まえ、屋外広告物については、地域の景観特性へも配慮しつつ、川口市屋外広告物条例に基づく規制・誘導による景観形成を以下のとおり行います。

#### 屋外広告物の景観形成方針

- ・川口市屋外広告物条例では、表示又は設置をしてはいけない広告物、広告物の表示又は掲出物件を設置してはいけない地域及び物件等を定めます。
- ・屋外広告物の設置については、位置、数量、高さ、表示面積、色彩、点滅する光源等の基準を設け、過剰な広告活動を改善し、周辺と調和する景観形成の規制・誘導を図ります。
- ・屋外広告物の設置や掲出の多い中心商業地や幹線道路沿いでは、関係住民との協働により、川口市屋外広告物条例による景観形成型広告物整備地区や広告物協定地区、都市計画法の地区計画や景観地区等の制度を活用し、地域にふさわしい景観の形成を図ります。







## 川口市景観計画

平成19年 3月30日 告示  
(変更) 令和 4年11月22日 告示

川口市 都市計画部 都市計画課

(鳩ヶ谷庁舎) 川口市三ツ和1-14-3  
TEL048-242-6333(直通)

URL <http://www.city.kawaguchi.lg.jp>